

介護予防通所サービス契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、長岡市要綱の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人葵新生会
主たる事務所の所在地	広島県東広島市八本松町原 1 1 1 7 1 - 1
代表者（職名・氏名）	理事長 新谷 正子
設立年月日	昭和 5 0 年 8 月 2 7 日
電話番号	0 8 2 - 4 2 9 - 0 3 5 0

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	通所介護あおいの里・長岡	
サービスの種類	介護予防通所サービス	
事業所の所在地	新潟県長岡市稲保南三丁目 8 2 0 番地 6	
電話番号	0 2 5 8 - 2 5 - 1 1 2 2	
指定年月日・事業所番号	令和 3 年 1 1 月 1 日 指定	1570203800
実施単位・利用定員	1 単位	定員 3 0 人
通常の事業の実施地域	長岡市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防通所サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

介護予防通所サービスは、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていたき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	営業日は月曜日から土曜日まで (ただし、祝日営業・日曜休業・1月1日から1月3日休業)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス 提供時間	午前9時00分から午後4時15分まで 延長時間はありません。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	人数
生活相談員	1 人以上
看護職員	1 人以上
介護職員	1 人以上
機能訓練指導員	1 人以上

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 小林 由里子
管理責任者の氏名	管 理 者 須川 俊一

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）です。ただし、介護予防・生活支援サービス費等の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）介護予防通所サービスの利用料

利用料の詳細につきましては、別紙【1】をご参照ください。

（2）その他の費用

食 費	食事の提供を受けた場合、1回につき700円の食費をいただきます。 (内訳：昼食640円、おやつ代60円)
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、1枚につき100円の実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

（３）キャンセル料

介護予防通所サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

（４）支払い方法

上記（１）から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の２７日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する口座より引き落とします。 ※預金口座振替依頼書による

９．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 （家族等）	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

１０．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター又は介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

１１．苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 ０２５８－２５－１１２２ 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	長岡市長寿はつらつ課	電話番号 ０２５８－３９－２２６８
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 ０２５－２８５－３０２２

１２．サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。

- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

13. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	広島県東広島市八木松町原 11171-1	
	事業者名	社会福祉法人 葵新生会	
	代表者職・氏名	理事長 新谷 正子	印

説明者職・氏名	印
---------	---

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住所	
	氏名	印

署名代行者（又は法定代理人）

住所	
本人との続柄	
氏名	印

立会人	住所	
	氏名	印